

ASAHI ネット おまかせシリーズ通信機器レンタル利用約款 新旧対照表 2020年3月31日改正

改正後	備考	改正前
<p>第1条第1項</p> <p>本約款は、株式会社朝日ネット(以下「当社」と呼ぶ)が提供する、ASAHI ネット おまかせルーターサービス、ASAHI ネット おまかせ Wi-Fi サービス、ASAHI ネット おまかせ VPN サービス(以下総称して「ASAHI ネット おまかせシリーズ」と呼ぶ)を利用する当社会員(以下「会員」と呼ぶ)が、当社のレンタルする端末設備等(以下「端末設備」と呼ぶ)を利用する場合に適用されます。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第1条第1項</p> <p>本約款は、株式会社朝日ネット(以下「当社」と呼ぶ)が提供する、ASAHI ネット おまかせルーターサービス、ASAHI ネット おまかせ Wi-Fi サービス、ASAHI ネット おまかせ VPN サービス(以下総称して「ASAHI ネット おまかせシリーズ」と呼ぶ)を利用する当社会員(以下「会員」と呼ぶ)が、当社のレンタルする端末設備等(以下「端末設備」と呼ぶ)を利用する場合に適用されます。</p>
<p>第1条第3項</p> <p>当社は、本約款および各種約款等を変更する場合があります。この場合、変更後の本約款等の内容を提示し、改正年月日を付記します。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>	<p>第1条第3項</p> <p>本約款は会員に予告なく条項の追加・削除をする場合があります。この場合改訂年月日を付記します。</p>
<p>第1条第4項</p> <p>本約款は、末尾に定める特約を含みます。本約款の規定と特約の規定に相反が生じた場合は、特約の規定が優先して適用されます。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第1条第4項</p> <p>また、特約、別表等の追加をする場合があります。この場合、本約款の規定と特約の規定に相反が生じた場合は、特約の規定が優先して適用されます。</p>
<p>第2条第1項</p> <p>当社は会員に対し端末設備を会員が申請した端末設備設置場所(以下「設置場所」と呼ぶ)に当社指定の手段にて届けます。</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p>	<p>第2条第1項</p> <p>当社は会員に対し端末設備を会員が申請した端末設備設置場所(以下「回線設置場所」という。)に当社指定の手段にて届けます。</p>

<p>第 5 条第 2 項</p> <p>レンタル終了日は、ASAHI ネット おまかせシリーズ終了日または当社とレンタル終了の手続きを要するその他手続きを実施した場合、レンタル最終日の属する月の末日とします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>	<p>第 5 条第 2 項</p> <p>レンタル終了日は、ASAHI ネット おまかせシリーズ終了日もしくは<u>その他当社と</u>、レンタル終了の手続きを要するその他手続きを実施した場合、レンタル最終日の属する<u>末日</u>を終了日とします。</p>
<p>第 6 条第 1 項</p> <p>当社は引渡時において端末設備をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。</p>	<p>(削除)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 6 条第 1 項</p> <p>当社は引渡時において<u>本件</u>端末設備をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することを保証します。</p>
<p>第 6 条第 2 項</p> <p>会員が端末設備の引渡を受けた日から 30 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末設備に<u>不具合</u>はなかったものとみなします。</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p>	<p>第 6 条第 2 項</p> <p>会員が端末設備の引渡を受け、<u>会員が端末設備の引渡を受け</u>た日から 30 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末設備に<u>瑕疵</u>はなかったものとみなします。</p>
<p>第 11 条</p> <p>会員の故意または過失により、<u>端末設備がなくなり(盗難による場合を含む)</u>、または壊れた場合、会員は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに別表 1 に定める金額を当社に支払うものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 11 条</p> <p>会員が<u>端末設備をなくしたり(盗難による場合を含む)</u>、壊れたり、壊れた場合、会員は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに別表 1 に定める金額を当社に支払うものとします。</p>
<p>第 12 条</p> <p>当社は、端末設備の不具合等により会員に生じる損害について免責されるものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 12 条</p> <p>当社は、端末設備の不具合等により会員に生じる<u>一切</u>の損害について免責されるものとします。</p>

<p>第 13 条第 1 項</p> <p>端末設備について、第 12 条記載の事由が発生したときは、会員は<u>直ちに</u>当社に通知するものとします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第 13 条第 1 項</p> <p>端末設備について、第 12 条記載の事由が発生したときは、会員は<u>直ぐに</u>当社に通知するものとします。</p>
<p>第 13 条第 3 項</p> <p>保険金が当社に支払われた場合、当社は、第 12 条に定める<u>端末設備の不具合等により会員に生じた損害について、当社に支払われた保険金を上限に当該会員に補填できるものとします。</u></p>	<p>(変更)</p>	<p>第 13 条第 3 項</p> <p>保険金が当社に支払われた場合は、当社は第 12 条の代金を<u>支払済みの会員に対して、支払われた保険金を上限に免責するものとします。</u></p>
<p>第 13 条第 3 項但書</p> <p>但し、<u>かかる補填は天災地変により地域的な災害が発生した場合等に限るものとし、補填するか否かについては当社の裁量により判断します。</u></p>	<p>(変更)</p>	<p>第 13 条第 4 項</p> <p>但し、<u>行使する場合は天変地変等により地域的な災害等が発生した場合に限るものとし、行使するか否かについては当社の判断によるものとします。</u></p>
<p>第 14 条第 1 項第 2 号</p> <p>本約款、<u>または</u>会員が別途承諾した各種約款の 1 つにでも違反したとき。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第 14 条第 1 項第 2 号</p> <p>本約款、<u>又は</u>会員が別途承諾した各種約款の 1 つにでも違反したとき。</p>
<p>第 16 条第 2 項</p> <p>前項に基づき、当社が端末設備の所有権を放棄した場合、当社は端末設備について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等の問題が起こっても責任を負わないものとします。</p>	<p>(削除) (削除) (削除)</p>	<p>第 16 条第 2 項</p> <p>前項<u>但書き</u>に基づき、当社が<u>本件</u>端末設備の所有権を放棄した場合、当社は端末設備について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等の問題が起こっても<u>何ら</u>責任を負わないものとします。</p>
<p>第 16 条第 3 項</p>		<p>第 16 条第 3 項</p>

<p>会員は端末設備レンタル契約終了後、当社の指示に従い端末設備を返還するものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>会員は端末設備レンタル契約終了後、当社の指示に従い<u>本件</u>端末設備を返還するものとします。</p>
<p>第 16 条第 4 項 前項の期間内に端末設備が<u>当社</u>に返還されない場合、当社は会員に対して端末設備が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができるのと同時に、別表 1 に定める違約金を請求することができるものとします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第 16 条第 4 項 前項の期間内に端末設備が<u>甲</u>に返還されない場合、当社は会員に対して端末設備が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができるのと同時に、別表 1 に定める違約金を請求することができるものとします</p>
<p>【特約】第 2 項 試験レンタルを終了した端末設備は本申し込みをすることで、有償で、当社が別途定める料金にてそのまま継続して利用することができるものとします。</p>	<p>(削除) (追加)</p>	<p>【特約】第 2 項 試験レンタルを終了した<u>本件</u>端末設備は本申し込みすることで、有償で、当社が別途定める料金にてそのまま継続して利用することができるものとします。</p>
<p>【特約】第 3 項 端末設備が故意による破損以外で故障した場合、<u>当社は会員</u>に無償で代替機を貸し出すものとします。</p>	<p>(変更) (変更) (変更)</p>	<p>【特約】第 3 項 端末設備が故意による破損以外で故障した場合、<u>甲は乙</u>に無償で代替器を貸し出すものとします。</p>
<p>【特約】第 4 項 会員は前項規定の代替機利用の場合、修理が完了した端末設備に代えてそのまま利用することができるものとします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>【特約】第 4 項 会員は前項規定の代替器利用の場合、修理が完了した端末設備に代えてそのまま利用することができるものとします。</p>
<p>【特約】第 5 項</p>		<p>【特約】第 5 項</p>

<p>原因の如何を問わず端末設備レンタル契約終了後に、一ヶ月経過しても端末設備が返却されなかった場合、端末設備の購入代金相当額を当社に支払うものとします。適用金額については別紙1のとおりとします。</p>	<p>(削除) (削除)</p>	<p>原因の如何を問わず端末設備レンタル契約終了後に、一ヶ月経過しても端末設備が返却がなされなかった場合、端末設備の購入代金相当額をした当社に支払うものとします。適用金額については別紙1のとおりとします。</p>
<p>【別表 1】(1)(2)(3)の各項目名</p>		<p>【別表 1】(1)(2)(3)の各項目名</p>
<p>金額(消費税等別)</p>	<p>(追加)</p>	<p>金額</p>